



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○遺失物法(七三)

本号で公布された
法令のあらまし

遺失物法(法律第七三号)(警察庁)

1 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めることとした。

(第一条関係)

2 拾得した物件の警察署長への提出等に係る規定は、動物の愛護及び管理に関する法律第三五条第二項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については適用しないこととした。(第四条第三項関係)

3 警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件が貴重な物件であるときは、当該物件の種類及び特徴等の事項を他の警察本部長に通報するとともに、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表することとした。(第八条関係)

4 警察署長は、提出を受けた物件が日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するものである場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、これを売却することができることとした。(第九条第二項関係)

5 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合等において、売却につき買受人がないとき等は、当該物件について廃棄その他の処分をすることができることとした。(第一〇条関係)

6 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができることとし、その同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができないこととした。(第一一条第二項及び第三項関係)

7 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。(第二一条関係)

8 拾得者から物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、交付を受けた物件の種類及び特徴等を記載した書面を交付しなければならないこととした。(第一四条関係)

9 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に当該物件の種類及び特徴等の事項を掲示しなければならないこととした。(第一六条関係)

10 不特定かつ多数の者が利用する施設の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者(以下「特別施設占有者」という。)は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件(高額な物件を除く。)を遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、警察署長に当該物件の提出をしないことができることとした。(第一七条関係)

11 特別施設占有者は、保管物件が日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するものである場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、これを売却することができることとした。(第二〇条第二項関係)

12 特別施設占有者は、提出を受けた物件が滅失し又は毀損するおそれがある場合等において、売却につき買受人がないとき等は、当該物件について廃棄その他の処分をすることができることとした。(第二一条関係)

13 都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとし、また、特別施設占有者に対し、保管物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができることとした。(第二五条関係)

14 個人の身分若しくは地位若しくは一身に専属する権利を証し、又は個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録等については、民法第二四〇条等にかかわらず所有権を取得することができることとした。(第三五条関係)

15 所要の罰則規定を整備することとした。(第四一条) 第四四(条)関係)

16 民法第二四〇条を改正し、所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を公告をした後六箇月から公告をした後三箇月に短縮することとした。(附則第三条関係)

17 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。